



# 金沢市公報

## 号外第3号の3

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

### ◎ 目 次

ページ

#### ●条 例

○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課) 1

○金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例

(人 事 課) 1

○金沢市税賦課徴収条例及び金沢市宿泊税条例  
の一部を改正する条例

(税 務 課) 9

## 条 例

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

### ◎金沢市条例第9号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項及び第30条の2第1項中「基本報酬（）」を「基本報酬額（）」に改め、「の額」を削り、「以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」を「現在において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬額に、規則で定める方法により算出した日数又は時間数を乗じて得た額」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

### ◎金沢市条例第10号

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例

金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「任命権者」の次に「（以下「任命権者」という。）」を加え、同項第2号中「勤務庁」の次に「（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「勤務庁に」の次に「旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧

勤務庁から新勤務庁に」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「父、母」を「父母」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項に次の2号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(8) 職務の級 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「配偶者」の次に「若しくは子」を加え、同項各号中「出張のため」を「出張又は赴任のための」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「場合には、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第4項中「市」を「本市」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「その出発前に第4条第2項」を「次条第2項」に、「旅行命令を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となった」を「者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「かつ」を「、かつ、」に改め、同条第2項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「、第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条に規定する種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき」を加え、「の旅費により」を

「によって」に改め、同条ただし書中「によって旅行し難い」を「により旅行し難い」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「とするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「所定の」を削り、「当該旅費」の次に「若しくは当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「請求書及び」及び「記載事項及び様式並びに」を削り、「期間」の次に「並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第13条を第7条とし、同条の次に次の6条を加える。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長及び副市長に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長及び副市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
  - (2) 寝台料金
  - (3) 座席指定料金
  - (4) 特別船室料金（市長及び副市長に限る。）
  - (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（市長及び副市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。
- （航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
  - (2) 座席指定料金
  - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用（職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動（以下「自家用自動車移動」という。）にあっては、当該自家用自動車移動に必要な諸雑費に充てるための費用）とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
  - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
  - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
  - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
  - (5) 自家用自動車移動に通常要する費用を勘案して市長が別に定める費用
- （宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その基準となる額（以下「宿泊費基準額」という。）は、別表のとおりとする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が必要があると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

第14条から第16条までを次のように改める。

## (包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

## (宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

## (転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第16条の2を削り、第17条から第23条までを次のように改める。

## (着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

## (家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

## (退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

## (遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例

に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(旅費の調整)

第22条 旅行命令権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（自家用自動車移動に係るもの）を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（自家用自動車移動に係るもの及び宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第24条から第29条までを削り、第30条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第31条を第26条とする。

第32条の見出しを「（委任）」に改め、同条第1項中「この」の次に「条例に定めるものほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この」を加え、「の手続きその他執行について」を削り、同条を第27条とする。

附則第5項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	市長	副市長	職務の級が9級以下の者
北海道	27,000円	18,000円	13,000円
青森県	23,000円	15,000円	11,000円
岩手県	19,000円	13,000円	9,000円
宮城県	21,000円	14,000円	10,000円
秋田県	23,000円	15,000円	11,000円
山形県	21,000円	14,000円	10,000円
福島県	17,000円	11,000円	8,000円
茨城県	23,000円	15,000円	11,000円
栃木県	21,000円	14,000円	10,000円
群馬県	21,000円	14,000円	10,000円
埼玉県	40,000円	27,000円	19,000円
千葉県	36,000円	24,000円	17,000円
東京都	40,000円	27,000円	19,000円
神奈川県	34,000円	22,000円	16,000円
新潟県	34,000円	22,000円	16,000円
富山県	23,000円	15,000円	11,000円
石川県	19,000円	13,000円	9,000円
福井県	21,000円	14,000円	10,000円
山梨県	25,000円	17,000円	12,000円
長野県	23,000円	15,000円	11,000円
岐阜県	27,000円	18,000円	13,000円
静岡県	19,000円	13,000円	9,000円
愛知県	23,000円	15,000円	11,000円
三重県	19,000円	13,000円	9,000円
滋賀県	23,000円	15,000円	11,000円
京都府	40,000円	27,000円	19,000円
大阪府	27,000円	18,000円	13,000円
兵庫県	25,000円	17,000円	12,000円
奈良県	23,000円	15,000円	11,000円
和歌山県	23,000円	15,000円	11,000円
鳥取県	17,000円	11,000円	8,000円
島根県	19,000円	13,000円	9,000円

岡山県	21,000円	14,000円	10,000円
広島県	27,000円	18,000円	13,000円
山口県	17,000円	11,000円	8,000円
徳島県	21,000円	14,000円	10,000円
香川県	32,000円	21,000円	15,000円
愛媛県	21,000円	14,000円	10,000円
高知県	23,000円	15,000円	11,000円
福岡県	38,000円	25,000円	18,000円
佐賀県	23,000円	15,000円	11,000円
長崎県	23,000円	15,000円	11,000円
熊本県	29,000円	20,000円	14,000円
大分県	23,000円	15,000円	11,000円
宮崎県	25,000円	17,000円	12,000円
鹿児島県	25,000円	17,000円	12,000円
沖縄県	23,000円	15,000円	11,000円

## 附 則

## (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## (経過措置)

第2条 改正後の金沢市職員等旅費条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の金沢市職員等旅費条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受け

することができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「を準用して」を「の例により」に改める。

---

金沢市税賦課徵収条例及び金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

### ◎金沢市条例第11号

金沢市税賦課徵収条例及び金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徵収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徵収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第43条の8第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第72条の2第2項第2号及び第116条の2の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第117条の7第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第117条の21第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(金沢市宿泊税条例の一部改正)

第2条 金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年(2025年)3月27日 発行 発行人  
発行所  
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市  
金沢市役所  
(株)共栄